

令和2年度 名古屋市福祉人材育成支援助成事業

従業者のキャリアアップに資するもの（事業所の指定を受けているサービスに係るものに限る。）で、事業所が負担した試験受験料や研修受講料の4分の3を、事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで助成します。

1 対象となる試験及び研修(対象経費)

以下の試験受験料や研修受講料が対象です。対象となる従業者は、入所者（利用者）に対して、直接的な介護に従事している方です。

社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験、介護支援専門員実務研修受講試験、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、介護職員初任者研修、実務者研修、ユニットリーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、精神科訪問看護基本療養費算定要件研修、生活援助従事者研修、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、同行援護従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、名古屋市移動支援事業従業者養成研修、喀痰吸引等研修 ※（第1号・第2号・第3号）。

○受講時に必須となるテキスト代は対象となりますが、受験対策講座費や参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費については対象外です。

※ **障害福祉サービス事業所については本市の対象となります。**なお、介護サービス事業所については、愛知県の研修受講支援事業費補助金（愛知県高齢福祉課 問い合わせ先裏面）の対象となります。

2 助成金額（助成限度額）

事業所が負担した対象経費に4分の3を掛けた金額（事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで）を助成します。



サービス種別	助成限度額
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、介護予防支援 障害福祉サービスの居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護を含む。）	100,000円
地域密着型サービス（各種）、特定施設入居者生活介護	150,000円
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院	200,000円

※それぞれのサービス種別において、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含みます。

3 注意事項

- 事業を実施する10日前までに申請書類一式を提出してください。（申請を受理し交付を決定するまで、事務手続きに10日程度必要であり、交付決定後に行った事業が助成の対象です。）
- 令和3年3月31日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請いただけます。
- 申請書は、事業所ごとに作成してください。
- 助成限度額に達するまでは、何度でも申請できます。
- 対象経費は、受験料及び受講料(税込)、受講時に必須となるテキスト代(税込)です。
 - ・受験対策講座費、参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費などについては、助成対象外です。
 - ・割引やキャッシュバックがある場合は、それらを差し引いた金額が対象経費となります。
- ★申請書類のダウンロード、記入例については、
NAGOYAかいごネット
(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/ikusei/>)
ご覧ください。



4 申請書提出先・問い合わせ先

サービス種別	申請書提出先 問い合わせ先
訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・居宅介護支援・介護予防支援・地域密着型サービス(各種)・特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院 ※介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む。	健康福祉局介護保険課 電話：972-2537
居宅介護(重度訪問介護・同行援護・行動援護を含む) ※障害福祉サービス単独で指定を受けている事業所のみ	健康福祉局障害者支援課 電話：972-2558

※愛知県高齢福祉課 電話：052-954-6814

令和2年度

名古屋市外国人介護人材育成支援事業

身分又は地位に基づく在留資格(※)の外国人介護職員を対象で、事業所が負担した日本語学校の入学金や受講料の4分の3を、1人5万円まで助成します。

(※) 永住者(特別永住者含む)、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

1 対象となる日本語学校(対象経費)

日本語学校(通学又は通信)の講師が次のいずれかの有資格者であることが条件です。

- ① 大学(短期大学を除く。)又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の過程を修了した者
- ② 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ③ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ④ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者

2 助成金額(助成限度額)

事業所が負担した対象経費に4分の3を掛けた金額(対象介護職員1人につき、**50,000円まで**)を助成します。

※日本語検定試験料や受験対策講座、参考図書、交通費、宿泊費、飲食費については対象外です。

※対象介護職員が既にこの助成金の交付を受けている場合、既に助成された講座より日本語能力レベルの高い講座が助成の対象です。

3 対象事業所

名古屋市内の、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス（各種）、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅。

※それぞれのサービス種別において、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含みます。

- 事業を実施する10日前までに申請書類一式を提出してください。（申請を受理し交付を決定するまで、事務手続きに10日程度必要であり、交付決定後に行った事業が助成の対象です。）
- 令和3年3月31日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請いただけます。
- 申請書は、事業所ごとに作成してください。
- 対象経費は、入学金・受講料です。
- ★申請書類のダウンロード、記入例については、NAGOYAかいごネット（<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/ikusei/>）をご覧ください。

4 申請書提出先・問い合わせ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進係

TEL 052-972-2537

FAX 052-972-4147

令和 2 年度 名古屋市外国人技能実習生(介護職種) 受け入れ支援事業

外国人技能実習生（介護職種）を雇用する際には、日本語や介護実務などを学ぶ「入国後講習」の受講が必須となっていることから「入国後講習」に係る費用を対象に対象経費の4分の3を最大12万円/人まで助成します。

1 補助概要

補助概要は以下のとおりです。

<補助対象事業所>

外国人技能実習生を受け入れる市内介護事業所

<対象経費>

入国後講習に係る費用（講習費、宿泊費、光熱水費など）

<助成額>

対象経費の4分の3（上限額12万円/人）

2 手続き方法

- 事業を実施する前までに申請書類一式を提出してください。
- 申請書は事業所ごとに作成してください。
- 令和3年3月31日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請が可能です。
- 対象経費は入国後講習費用の講習費・宿泊費・光熱費です。
- 希望の事業所につきましては担当課宛てに必要な書類等の提出が必要となります。
- 手続方法および申請書類のダウンロードはNAGOYA かいごネット
(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/ikusei/>) をご覧ください。

3 申請書提出先・問い合わせ

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進係

TEL (052) 972-2537

FAX (052) 972-4147

～NAGOYA かいごネット掲載ページのご案内～

(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>)

こちらをクリックしてください。

ご利用案内 背景色 白 青 黒 読み替える 読み替える サイズ 小さく 標準 大きく

NAGOYA かいごネット

事業者向けはこちら 名古屋市公式HP

サイト内検索 サイト内検索 意見箱 サイトマップ

トップ 介護保険制度のあらまし 利用できるサービス 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業) ユーザー評価事業 事業所検索

地域包括ケアシステムの構築 新着情報 募集

サイト内検索 サイト内検索 意見箱 サイトマップ

トップ 認定調査 介護保険事業者の指定・登録 各種加算・変更届等ダウンロード 事業者指導 新しい総合事業及びいきいき支援センター関係

介護保険制度改正に関するお知らせ 有料老人ホームの届出 福祉人材育成 事業者専用ページへ

新着情報 各種研修 事業者等募集 事業者指導 通知文書

- 平成30年4月の報酬算定の届出の提出期限及び提出方法について (2018年3月6日)
- 平成29年度第2回介護保険指定事業者講習会(集団指導)の実施について (2018年3月6日)
- 平成30年度介護保険制度改正等に関する質問 (2018年3月6日)
- 平成30年度社会福祉施設長資格認定講習課程の受講生募集 (2018年3月2日)
- 生活支援型訪問サービス及びミニデイ型通所サービスの空き状況について (3・4月分) (2018年3月1日)
- 「よい戸の日」ボランティア活動対象施設の募集について (2018年2月23日)
- 要介護認定申請にかかる介護保険負担割合証の交付時期の変更について (2018年2月23日)
- はじめてみませんか? なごや認知症カフェ (2018年2月22日)
- 老人福祉法の改正(平成30年4月1日施行)に伴う、有料老人ホームに関する主な改正内容について (2018年2月16日)
- 事業所空き状況の報告にご協力ください! (生活支援型訪問・ミニデイ型通所) (2018年2月15日)

ATOM >>(新着情報)新着記事一覧

重要情報

ウェルネット 総合事業を実施するための新規指定申請を受け付けています。

こちらをクリックしてください。



福祉人材育成支援助成事業・外国人介護人材育成支援事業について

名古屋市福祉人材育成支援助成事業について

名古屋市では、市内に所在する介護サービス事業所が従業員のキャリアアップに取り組む際に、その経費の一部を助成しています。

- [令和元年度福祉人材育成支援助成事業について](#)
- [令和2年度福祉人材育成支援助成事業について](#)

こちらをクリックしてください。

名古屋市外国人介護人材育成支援事業について

身分又は地位に基づく在留資格の外国人介護職員を対象に、市内に所在する事業所が負担した日本語学校の入学金や受講料の一部を助成しています。

- [令和元年度外国人介護人材育成支援事業について](#)
- [令和2年度外国人介護人材育成支援事業について](#)

こちらをクリックしてください。

<名古屋市外国人技能実習生受入支援事業について>

上記内容をなごや介護ネットに近日中に掲載します。掲載後、この部分を項目が追加されたものに差し替えます。

「令和2年度福祉人材育成支援助成事業について」、「令和2年度外国人介護人材育成支援事業について」、「令和2年度外国人技能実習生受入事業」のいずれかをクリックすると、各事業をご案内するページが掲載されますので、ご覧ください。

○様式はこのページから、ダウンロードしてください。

必ず新様式を使用してください。

○記入例も掲載しており、記入にあたっての注意事項を記載しております。書類作成の際には必ずご確認ください。

介護ロボット等活用推進事業のご案内

介護ロボット等の活用を促進するため、介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所を対象に、介護ロボットに関する相談や普及啓発等を行っています。(市委託事業)

■コンサルティング・マッチング

相談対応・専門家による介護現場でのアセスメントやマッチングを実施。機器の情報提供や使用のアドバイスをを行い、機器の選定・導入・活用を支援します。

■普及啓発

介護ロボットの導入効果や機器の情報を広く普及するため、セミナーや研修会を開催します。

■介護ロボット導入効果検証

介護ロボットの活用方法や効果を検証し、その結果を発表することで普及促進を図ります。

専門職チームがみなさまを支援します。(ソーシャルワーカー、リハビリテーション工学技師、看護師、作業療法士)



これまでの取り組み

●ご相談の内容の例

介護ロボットってどういうものがあるの

介護ロボットの情報提供を行いました。プラザに展示してある介護ロボットもご覧いただけます。

実際に施設で使えるか現場で試してみたい

機器の貸与等メーカーとの橋渡しを行いました。

機器について職員が効果的に使えるようにしたい

施設の状況をお聞きし、機器の使用方法についてアドバイスをを行いました。

介護ロボットの購入に関する補助金が知りたい

県の基金事業や労働局の助成金等についてご紹介しました。

●介護ロボット導入効果検証

市内特別養護老人ホームで移乗支援機器の効果検証を行いました。中腰姿勢における腰痛負担軽減に対して効果が認められたほか、機器の使用にあたっての課題も見つかり、より効果的な活用に向けての検討を行うことができました。



♥お気軽にご相談ください (相談無料)

Web上でなごや福祉用具プラザに展示してある介護ロボットの一覧をご覧いただけます。

<http://www.nagoya-rehab.or.jp/plaza>

◀問い合わせ・相談先▶

社会福祉法人 名古屋市総合リハビリテーション事業団

なごや福祉用具プラザ

名古屋市昭和区御器所通3丁目12-1 御器所ステーションビル3F

電話 052-851-0051 FAX 052-851-0056

営業時間：火～日曜日 AM10:00～PM6:00 (月曜日、祝休日、年末年始を除く)

※月曜日が祝休日にあたる日は、翌火曜日も休み

令和2年度 名古屋市 高齢者 日常生活支援研修

定年退職後に
社会貢献したい



福祉の仕事を
始めたい



地域のために
働きたい

働く時間を
自由に選びたい



生活支援の担い手となり、地域で活躍しませんか？



まずは、3日で介護入門

名古屋市では、「支援を必要とする高齢者の方々」に「掃除」、「買い物」等をお手伝いする「生活支援サービス」を提供することで住みなれた地域での自立した生活を応援していきたいと考えています。「高齢者日常生活支援研修」は、その生活支援サービス提供の担い手として、活動していただく方々を養成するための研修です。

研修内容

- ★「生活支援の方法」についての演習
 - ★「医学や認知症に関する知識」についての講義
 - ★介護サービスの現場の見学
- 上記を通じて「生活支援」に必要な知識を学んでいただきます。

1日目の研修 (会場での講義)

2日目の研修 (施設見学)

3日目の研修 (会場での講義)

※研修修了時に、企業参加による「就職相談会」がございます。



- 対象：名古屋市在住・在勤者（介護資格のない方）
名古屋市外在住（名古屋市内で働く予定の方）
- 日程：令和2年8月～令和3年3月
※3日間の研修です。修了後、名古屋市より修了証を発行します。
- 定員：40名程度×12コース開催
※定員超えの場合抽選。結果はお知らせします。
- 参加費：無料（テキスト代500円）
- 場所：名古屋市内各所
- 当日持ち物：筆記具/昼食/テキスト代(500円)/マスク等の感染予防対策
- 裏面申込書にて、FAXまたは郵送でお申し込みください。※詳細は裏面参照ください。

テキスト代
500円のみで
参加できます！

令和2年度 名古屋市高齢者日常生活支援研修 研修日程

※基本的に各回のコースを
またいでの受講はできません。

全3日間の研修 ※すべて出席し研修修了						※受講日変更やキャンセルは申込締切までお願いいたします。	
開催 コース	1日目	2日目【施設見学】			3日目	申込 締切	研修会場
	9時～17時	希望日を選択して下さい ※見学施設は研修1日目にお知らせします			9時～17時		
1回	8月18日(火)	8月19日(水)	8月20日(木)	8月21日(金)	8月25日(火)	8月11日(火)	愛知県 産業労働センター ウィンクあいち (中村区名駅4丁目4-38) 【名古屋駅】
2回	9月1日(火)	9月2日(水)	9月3日(木)	9月4日(金)	9月8日(火)	8月25日(火)	名古屋港湾会館 (港区港町1-11) 地下鉄名港線【名古屋港】
3回	9月19日(土)	9月20日(日)	9月21日(月・祝)	9月22日(火・祝)	9月26日(土)	9月12日(土)	名古屋市 北生涯学習センター (北区黒川本通2丁目16-3) 地下鉄名城線【黒川】
4回	10月6日(火)	10月7日(水)	10月8日(木)	10月9日(金)	10月13日(火)	9月29日(火)	名古屋市 市政資料館 (東区白壁一丁目3番地) 地下鉄名城線【市役所】、名鉄瀬戸線【東大手】
5回	10月20日(火)	10月21日(水)	10月22日(木)	10月23日(金)	10月27日(火)	10月13日(火)	名古屋市 名東生涯学習センター (名東区社が丘3丁目802) 地下鉄東山線【本郷】から市バス(幹本郷1系統) 楽陶館下車
6回	11月3日(火・祝)	11月4日(水)	11月5日(木)	11月6日(金)	11月10日(火)	10月27日(火)	愛知県 産業労働センター ウィンクあいち (中村区名駅4丁目4-38) 【名古屋駅】
7回	11月21日(土)	11月22日(日)	11月23日(月・祝)	11月24日(火)	11月28日(土)	11月14日(土)	名古屋市 昭和生涯学習センター (昭和区石仏町1丁目48) 地下鉄鶴舞線及び桜通線【御器所】
8回	12月1日(火)	12月2日(水)	12月3日(木)	12月4日(金)	12月8日(火)	11月24日(火)	名古屋市 総合社会福祉会館 (北区清水4丁目17-1) 地下鉄名城線【黒川】
9回	1月12日(火)	1月13日(水)	1月14日(木)	1月15日(金)	1月19日(火)	1月5日(火)	緑区 在宅サービスセンター (緑区鳴子町1-7-1) 地下鉄桜通線【鳴子北】
10回	1月23日(土)	1月24日(日)	1月25日(月)	1月26日(火)	1月30日(土)	1月16日(土)	名古屋市 熱田生涯学習センター (熱田区熱田西町2-13) 地下鉄名城線【神宮西】、地下鉄名港線【日比野】
11回	2月2日(火)	2月3日(水)	2月4日(木)	2月5日(金)	2月9日(火)	1月26日(火)	名古屋市 東生涯学習センター (東区葵1丁目3-21) 地下鉄東山線【新栄町】、地下鉄桜通線【高岳】
12回	2月16日(火)	2月17日(水)	2月18日(木)	2月19日(金)	2月23日(火・祝)	2月9日(火)	名古屋港湾会館 (港区港町1-11) 地下鉄名港線【名古屋港】

申込書

↓ 午前・午後どちらかにチェック

希望回	第 回	【2日目】施設見学 3日間の中から選択し記入してください。 ※希望回の設定日内で選択してください。	月 日 ()	午前 (9:00～12:00)
				午後 (13:00～16:00)
フリガナ			生年月日	電話番号
氏名			S・H 年 月 日	FAX
住所	〒 ー			

【個人情報の取扱いについて】お客様が記入された個人情報は、資料送付、電話連絡、事業所方からのお知らせ送付などの目的で利用・保管し、第三者に開示・提供することはありません。

お申込みは
郵送
またはFAX

郵送先：〒462-0047 名古屋市北区金城町4-47 (NPO法人かくれんぼ内)
NPO法人なごや福祉ネット 担い手事務局
FAX：052-918-7411

主 催：名古屋市 (健康福祉局介護保険課)

受託法人：特定非営利活動法人 なごや福祉ネット (事務局：特定非営利活動法人かくれんぼ内)

お問合せ：tel/052-918-7410 fax/052-918-7411 ホームページ/ www.nagoya-nss.jp/

令和2年度名古屋市主催 初心者向け介護技術研修


受講料
無料

動画配信研修はじめました！

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、従来の対面研修に加え、一部（講義）をインターネットを使って勤務先やご自宅で受講できる動画配信研修にリニューアルしました。

会場にお越しいただく対面研修については、引き続き感染症対策を行い実施をする予定ですが、急きよ、一部中止・延期をさせていただく場合もございますので、あからじめご了承下さい。

開催状況は、『日本福祉大学社会福祉総合研修センター』ホームページでもご案内しております



対面研修

👉 研修のポイント

当日会場にお越しいただき、講義も演習も会場で学びます。講師の話を直接聞くことができます。

- 対象コース


はじめての介護コース

介護技術コース

認知症の理解とコミュニケーション技術コース

- 時間

9:30 ~ 16:15
(研修時間 6 時間 : 昼休憩 45 分)



動画配信+対面研修

👉 研修のポイント

講義部分は、空いた時間などに勤務先やご自宅で視聴いただき、演習は当日会場で講師から直接学びます。

- 対象コース

はじめての介護コース

介護技術コース

- 時間

動画視聴 3 時間 + 研修会場での演習 3 時間
(研修会場での演習時間 **13:15 ~ 16:15**)

※動画視聴は、パソコンでの視聴を推奨しています
※勤務先やご自宅での視聴が困難な方の為に、研修当日の午前中、会場で動画の上映も行います

① はじめての介護コース

日程によって、「基本の技術」で学んでいただく内容が変わります。
「はじめて身につけておきたいこと」は全日程で同じ内容となります。

担当講師：榊原宏昌または荒深裕規/沖田健太郎

	講義	講義	演習
内容 (介護従事経験 3ヶ月程度向け)	はじめて身につけておきたいこと ● 社会人としてのマナー ● 介護従事者としての基本姿勢	基本の技術・講義	基本の技術・演習
		【環境整備・ベッド上の援助編】 ベッドの使い方、ベッドメイキング、体位変換、更衣の基本 【移動援助編】 歩行介助の基本、車いすの使い方、車いす体験、車いす介助の基本	

② 介護技術コース

日程によって、「介護技術の実際」で学んでいただく内容が変わります。
「介護従事者としての心がまえ」は全日程で同じ内容となります。

担当講師：榊原宏昌または荒深裕規/森由香子

	講義	講義	演習
内容 (介護従事経験 3ヶ月～ 3年程度向け)	介護従事者としての心がまえ ● 介護の仕事の基本 ● 尊厳とプライバシー ● 接遇・マナー ● 身体拘束・虐待防止	介護技術の実際・講義	介護技術の実際・演習
		【移動・移乗編】 基本体位、 ベッドから車いす・車いすからベッドへの移乗 部分清拭、入浴介助(機械浴体験)、更衣介助 【入浴の援助編】 摂食動作、食事介助、口腔清拭 【食事の援助編】 ポータブルトイレの介助、おむつ交換 【排泄の援助編】 事例から介助内容を考える 【事例検討編】 ※事例検討編のみ、主任・リーダー等向けの内容です	

③ 認知症の理解とコミュニケーション技術コース

担当講師：渡辺哲弘

内容	介護従事者としての心がまえ ● 選ばれるサービスとは ● 人を介護するとは ● 価値観の違いを理解する ● 身体拘束・虐待防止	認知症の理解とコミュニケーション ● 寄り添うケアとは ● 認知症の人の行動を理解する ● "認知症"と"ひと"の両面からアプローチ ● 事例から考える関わり方のポイントなど

※担当講師は、都合により急きよ変更する場合があります

定員に空きがある場合、申込締切日後もお申込みを受け付けます。(詳しくは研修事務局までお問い合わせ下さい)
会場では、新型コロナウイルス、その他感染症の拡大防止対策として、受講生ご自身の体調チェック、マスクの着用や消毒等の衛生対策、換気の徹底を行います。

① はじめての介護コース 各回定員 24 名

日程によって研修形式および「基本の技術」で学ぶ内容が変わります

研修形式	研修日	基本の技術	会場	申込締切日
対面研修	7月29日㊦	環境整備・ ベッド上の援助編	日本福祉大学 名古屋キャンパス 「鶴舞」駅 徒歩2分	6月10日㊦
対面研修	8月26日㊦	移動援助編	日本福祉大学 名古屋キャンパス 「鶴舞」駅 徒歩2分	7月10日㊦
動画配信 +対面研修	9月29日㊦	移動援助編	名古屋企業福祉会館 「大須観音」駅 徒歩4分	8月10日㊦
動画配信 +対面研修	10月29日㊦	環境整備・ ベッド上の援助編	ウインクあいち 「名古屋」駅 徒歩5分	9月10日㊦
動画配信 +対面研修	★11月19日㊦	移動援助編	日本福祉大学 名古屋キャンパス 「鶴舞」駅 徒歩2分	10月10日㊦

★は追加日程です

② 介護技術コース 各回定員 30 名

日程によって研修形式および「介護技術の実際」で学ぶ内容が変わります

研修形式	研修日	介護技術の実際	会場	申込締切日
対面研修	8月19日㊦	入浴の援助編	日本福祉大学中央福祉専門学校 「鶴舞」駅 徒歩5分	7月10日㊦
動画配信 +対面研修	9月3日㊦	食事の援助編	日本福祉大学 名古屋キャンパス 「鶴舞」駅 徒歩2分	8月10日㊦
動画配信 +対面研修	★9月18日㊦	移動・移乗編	ウインクあいち 「名古屋」駅 徒歩5分	
動画配信 +対面研修	10月15日㊦	排泄の援助編	日本福祉大学 名古屋キャンパス 「鶴舞」駅 徒歩2分	9月10日㊦
動画配信 +対面研修	11月26日㊦	移動・移乗編	名古屋企業福祉会館 「大須観音」駅 徒歩4分	10月10日㊦
動画配信 +対面研修	12月10日㊦	事例検討編	日本福祉大学 名古屋キャンパス 「鶴舞」駅 徒歩2分	11月10日㊦
動画配信 +対面研修	2021年 1月22日㊦	移動・移乗編	日本福祉大学 名古屋キャンパス 「鶴舞」駅 徒歩2分	12月10日㊦

★は追加日程です

③ 認知症の理解とコミュニケーション技術コース 各回定員 40 名

＜上社レクリエーションルームのみ 30 名＞

研修形式	研修日	会場	申込締切日
対面研修	7月7日㊦	日本福祉大学 名古屋キャンパス 「鶴舞」駅 徒歩2分	6月10日㊦
対面研修	9月15日㊦	ウインクあいち 「名古屋」駅 徒歩5分	8月10日㊦
対面研修	11月7日㊦	上社レクリエーションルーム 「上社」駅 徒歩1分	10月10日㊦
対面研修	12月22日㊦	日本福祉大学 名古屋キャンパス 「鶴舞」駅 徒歩2分	11月10日㊦
対面研修	2021年 1月13日㊦	日本福祉大学 名古屋キャンパス 「鶴舞」駅 徒歩2分	12月10日㊦

対象者

名古屋市に所在地のある介護保険事業所に従事する方

※以前に受講された方も受講可能です。

※詳細は、別途、お問い合わせください。(ホームページでもご案内しております)

申込方法

FAX または下記ホームページからお申し込み下さい

・FAX 送信先：052-242-3020

・ホームページ：https://www.netnfu.ne.jp/kensyu/



(研修事務局)
日本福祉大学社会福祉
総合研修センター HP



受講決定通知

開催前月中旬までに受講の可否の連絡および「受講決定通知」を FAX にてお送りします

※9月実施研修日の送付は8/20以降を予定しております。

※動画視聴の手順も決定通知内に記載させていただきます。

※応募者多数の場合には、事業所の規模(小規模事業所等を優先)、介護関係業務への就業期間(就業3年未満、再就職者等を優先)、1事業所からの申込み人数等を条件に抽選します。抽選条件の詳細は、別途、お問い合わせ下さい。

初心者向け介護技術研修受講申込書

FAX (052)242-3020

※複数名お申込の際は、
コピーしてご使用下さい

参加希望日 ※該当箇所に チェック印を 入れてください	はじめての介護コース	<input type="checkbox"/> 7月29日 「環境整備・ベッド上の援助編」(対面研修) <input type="checkbox"/> 8月26日 「移動援助編」(対面研修) <input type="checkbox"/> 9月29日 「移動援助編」(動画配信+対面研修) <input type="checkbox"/> 10月29日 「環境整備・ベッド上の援助編」(動画配信+対面研修) <input type="checkbox"/> 11月19日 「移動援助編」(動画配信+対面研修)
	介護技術コース	<input type="checkbox"/> 8月19日 「入浴の援助編」(対面研修) <input type="checkbox"/> 9月3日 「食事の援助編」(動画配信+対面研修) <input type="checkbox"/> 9月18日 「移動・移乗編」(動画配信+対面研修) <input type="checkbox"/> 10月15日 「排泄の援助編」(動画配信+対面研修) <input type="checkbox"/> 11月26日 「移動・移乗編」(動画配信+対面研修) <input type="checkbox"/> 12月10日 「事例検討編」(動画配信+対面研修) <input type="checkbox"/> 2021年1月22日 「移動・移乗編」(動画配信+対面研修)
	認知症コース	<input type="checkbox"/> 9月15日 (対面研修) <input type="checkbox"/> 11月7日 (対面研修) <input type="checkbox"/> 12月22日 (対面研修) <input type="checkbox"/> 2021年1月13日 (対面研修)

※注 **動画配信+対面研修にご参加の方へ** 以下に同意頂いた上で、お申込下さい。(記入が無い場合はご受講頂けません)
受講者ご本人が日付と署名にご記入下さい。

本研修が提供する動画コンテンツ、および資料等について、複写や転用、第三者の利用に供することを固く禁じます。

同意します 年 月 日 署名 _____

法人名			
事業所名			
事業所種類		事業所利用定員 ※利用者の定員を記入	名
事業所住所			
事業所 TEL・FAX	TEL	FAX	
担当者名	※研修に関わること連絡をさせて頂く場合があります		

受講者・受講理由

*...記入必須項目

フリガナ* 氏名	性別*	介護に関する資格の 有無(資格名称)*	現在の介護事業所 への就職年月 例)2020年1月*	他の介護事業所 での介護経験 の有無*	直前の介護事業所 の退職年月 例)2018年11月	介護業務 総従事年数 例)2年1ヶ月
		有() 無	年 月	無・有	他での経験有の方 年 月	他での経験有の方 年 月

受講理由
(受講者本人が記入)

受講者へのメッセージ(受講者の上司や管理者の方などが記入)

研修受講にあたり受講者に期待することを教えて下さい(記入者氏名 役職やお立場)

ご記入いただいた個人情報は、本研修を適正かつ円滑に遂行するために使用し、それ以外の目的では利用しません。

◆研修事務局(名古屋市中区小規模介護事業所・復職者支援研修事業委託団体)

日本福祉大学社会福祉総合研修センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田5-22-35 TEL: 052-242-3069 FAX: 052-242-3020

問合せ受付時間: 月~金 10時~17時(祝日・夏期休業・年末年始を除く)

* 研修対象者について

- ・名古屋市内に所在地のある介護保険事業所に従事する方が対象です。
- ・応募者多数で抽選になる場合、以下の「①小規模介護事業所」又は「②復職者」欄に該当する方を優先します。

① 小規模介護事業所…以下の事業所に従事されており、介護関係業務の従事期間の総計が概ね3年未満の方

居宅サービス (介護予防含む)	訪問入浴介護 通所介護、通所リハビリテーション 特定施設入居者生活介護 (定員 29 名以下のものに限る。) 短期入所生活介護 *、短期入所療養介護 * (* いずれも介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設と併設されているものを除く。)
地域密着型サービス (介護予防含む)	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 複合型サービス 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護予防・日常生活支援 総合事業	予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス 運動型通所サービス

ただし、「介護」に関する以下の資格をお持ちの方は基本的に対象外です。

社会福祉士、介護福祉士、介護職員初任者研修課程、実務者研修、介護支援専門員 精神保健福祉士、行動援護従業者養成研修課程、同行援護従業者養成研修課程
--

② 復職者…以下の事業所での従事期間が概ね2年未満、かつ、当該従事期間前に介護関係業務の経験があるが、当該従事期間前概ね3年間に介護関係業務に従事したことがない方。「介護」に関する資格の有無は問いません。

居宅サービス (介護予防含む)	訪問介護、訪問入浴介護 訪問看護、訪問リハビリテーション 通所介護、通所リハビリテーション 特定施設入居者生活介護 短期入所生活介護、短期入所療養介護
地域密着型サービス (介護予防含む)	夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 複合型サービス 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設 介護医療院、介護療養型医療施設
介護予防・日常生活支援 総合事業	予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス 予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス 運動型通所サービス

※上記①②に該当しない方であっても**定員に空きがある場合は、受講できますのでお申込みください。**ただし、名古屋市内の介護保険事業所に従事する方に限ります。

介護職員等のキャリア形成に向けた研修一覧（令和2年度）

テーマ	研修名	新任職員レベル	中堅レベル	主任・ リーダーレベル	管理職レベル	上級管理者レベル (経営者・トップマネージャー)	
知識・技能の習得 福祉サービスの基本理念	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 介護保険制度研修	●					
	高齢者日常生活支援研修	●					
	小規模介護事業所・復職者支援研修	●	●				
	認知症介護基礎研修	●					
	【高齢・障害福祉職員研修】 新任職員基礎研修	●					
	【高齢・障害福祉職員研修】 対人援助技術研修	●					
	【高齢・障害福祉職員研修】 介護記録研修	●					
	【高齢・障害福祉職員研修】 精神障害研修	●	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 医療知識研修（高齢）	●	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 薬学基礎知識研修	●	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 口腔ケア研修	●	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 排泄ケア研修	●	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 ターミナルケア研修	●	●				
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 ターミナルケア研修	●	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 社会人としてのマナー研修	●					
	【高齢・障害福祉職員研修】 福祉専門職としての接遇研修	●					
	【高齢・障害福祉職員研修】 普通救命研修	●	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 介護技術研修（体位変換・移乗）	●					
	【高齢・障害福祉職員研修】 介護技術研修（入浴介護）	●					
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 ケアプラン作成研修	●	●				
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 医療を踏まえたケアマネジメント研修	●	●				
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 医学基礎知識研修	●	●				
	ホームヘルパー現任研修（障害の理解）	●					
	業務課題の発見・ 解決と実践	認知症対応型サービス事業開設者研修					●
		【ユニットケア研修】 ユニットケア施設管理者研修				●	
		認知症介護実践者研修 ☆		●			
		認知症介護実践リーダー研修 ☆			●		
		【ユニットケア研修】 ユニットリーダー研修			●		
		認知症対応型サービス事業管理者研修				●	
		小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修		●	●		
多職種・ 地域協働	【高齢・障害福祉職員研修】 多職種連携研修	●	●		●		
	【高齢・障害福祉職員研修】 メンタルヘルス研修				●		
メンタルヘルス セルフマネジメント	【高齢・障害福祉職員研修】 アンガーマネジメント研修	●	●				
リスクマネジメント	【高齢・障害福祉職員研修】 防災研修	●	●				
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 サービス提供責任者業務研修		●	●			
人材育成	【高齢・障害福祉職員研修】 スーパービジョン入門研修		●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 スーパービジョン実践研修		●				
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 スーパービジョン研修			●			
	【高齢・障害福祉職員研修】 人材育成研修			●	●		
組織運営管理	【高齢・障害福祉職員研修】 ファミリーテーション研修		●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 人材定着研修				●		
	【高齢・障害福祉職員研修】 労務管理研修				●		
	【高齢・障害福祉職員研修】 会計基礎研修Ⅰ				●	●	
	【高齢・障害福祉職員研修】 会計基礎研修Ⅱ				●	●	
	【高齢・障害福祉職員研修】 予算・決算対策研修				●	●	
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 採用・面接研修				●	●	
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 外国人就労受入研修				●	●	
	【その他】 経営者・施設長セミナー				●	●	
	【高齢・障害福祉職員研修】 権利擁護研修		●	●			
職員同士の交流	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 新規職員向けサロン	●					
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 介護職員向けサロン	●	●	●			
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 中堅職員向けサロン		●	●			
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 中堅職員向けサロン		●	●			

☆：加算に係る研修

<各研修の内容については下記ホームページでご確認ください。>

- ・ユニットケア研修 <http://www.unit-care.or.jp/>（日本ユニットケア推進センター）
<http://www.suishinkyo.net/>（推進協議会）
- ・上記以外の研修 <http://care-net.biz/23/zaitakunet/ex04-1.php>（名古屋市社会福祉協議会）

令和2年度9月なごや介護予防・認知症予防プログラム事業者研修会開催要綱

1 趣 旨

なごや介護予防・認知症予防プログラムは、高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活を継続できるように、認知症予防を中心に、運動・口腔・栄養等を複合的に組み合わせたプログラムです。今回の研修会は、ミニデイ型通所サービス事業所で本プログラムを実施するにあたり、担当する職員の知識や技術の習得・向上を目的として開催するものです。なお、名古屋市立大学は名古屋市健康福祉局から業務委託を受けて、本プログラムの研修と効果検証を進めております。

2 テーマ 「なごや介護予防・認知症予防プログラム事業者研修会」

3 主催 名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課
名古屋市立大学病院 地域包括ケア推進・研究センター

4 日 時 令和2年9月16日（水）9：10～17：30（受付8：50～）

5 場 所 名古屋市立大学 本部棟4階ホール
（名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1）
※会場案内の詳細は別紙1をご覧ください。

6 参加者 ミニデイ型通所サービス事業所でサービス提供にかかわる職員

7 参加費 無料

8 参加申込 別紙2の様式に必要事項を記入の上、令和2年9月9日（水）までに名古屋市立大学病院 地域包括ケア推進・研究センターまでFaxにてお申し込みください。
（Fax番号：052-853-8537）
※参加申し込み後、連絡なく参加者を変更することはご遠慮ください。

9 その他

- ・来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
- ・新型肺炎感染予防の為に、マスク着用のご協力をお願い致します。
- ・筆記用具・運動のできる服装と靴でお越しください。
- ・運動では床に手や膝をつけたり、仰向け状態で行う体操もあります。汚れないようバスタオルやマットやシートをお持ちください。また、歩く速さを測定します。ストップウォッチ（携帯電話でも可）をご持参ください。
- ・修了された方に対して修了証を交付します。
- ・当日は、研修内容の記録として、写真撮影や録画を行う予定です。
- ・研修会に対する問い合わせ先は、地域包括ケア推進・研究センター（電話：052-853-8537）までお願い致します。

子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）のご案内

晩婚化・晩産化などを背景に、育児期にある方（世帯）が、親の介護も同時に担う、いわゆる「ダブルケア」問題が指摘されるようになっております。

介護支援専門員等におかれましては、担当してみえる世帯において、育児に悩まれている介護者がおみえでしたら、保健師等が子育ての様々な相談にお応えする子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）が各保健センターにありますので、ご紹介いただきますようお願いいたします。

保健センター	電話番号	保健センター	電話番号
千種	757-7033	熱田	679-3086
東	979-3588	中川	364-0065
北	910-6815	港	655-8745
西	529-7105	南	619-7086
中村	486-6388	守山	797-5220
中	269-7155	緑	899-6518
昭和	745-6030	名東	769-6288
瑞穂	837-3285	天白	847-5981

■ 電話相談

月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時45分～午後5時15分

■ 面接相談

月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時00分～午後4時30分

福祉避難所とは

高齢者や障害者等、通常の避難所生活において配慮を要する方を対象に開設される避難所であり、一般の指定避難所内に確保される「福祉避難スペース」と、そこでも避難生活が困難な方のための二次的避難所で、バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等を利用して開設される「拠点的な福祉避難所」の2つがあります。

この資料で「福祉避難所」といった場合、後者の「拠点的な福祉避難所」の方を指します。

福祉避難所の指定基準

社会福祉事業を行う事業所のうち、次に掲げる基準を満たす施設を、法人ごとに**事前に協定**を締結し、福祉避難所として指定させていただきます。

- ① 土砂災害警戒区域等の区域外に位置すること
- ② 過去に浸水被害があった地域では、2階以上に避難空間が確保できること
- ③ 耐震・耐火構造の建築物で、バリアフリー化がされていること
- ④ 避難者用スペースとして20㎡（1人当2㎡として介助者を含め10人分）以上が確保できること

※ 福祉避難所を開設しながら通常事業を再開することは差し支えありません（再開にあたっては事業所管課にご相談ください。）。

※ 想定している事業所は、デイサービス等通所事業を行う施設であり、特別養護老人ホーム等併設施設の場合、入所者（緊急入所を含む）の処遇に支障がない範囲とします。

福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない方であって、避難所での生活において配慮を必要とする方とします。

要配慮者もまずは一般の避難所へ避難し、そこで福祉避難所の対象者を振り分けさせていただきます。福祉避難スペースでの避難生活が困難な方に福祉避難所へ避難していただきます。

対象者を介助する方も、対象者本人とともに福祉避難所に避難することができます（介助者は1人までとし、要配慮者数には算入しません。）。

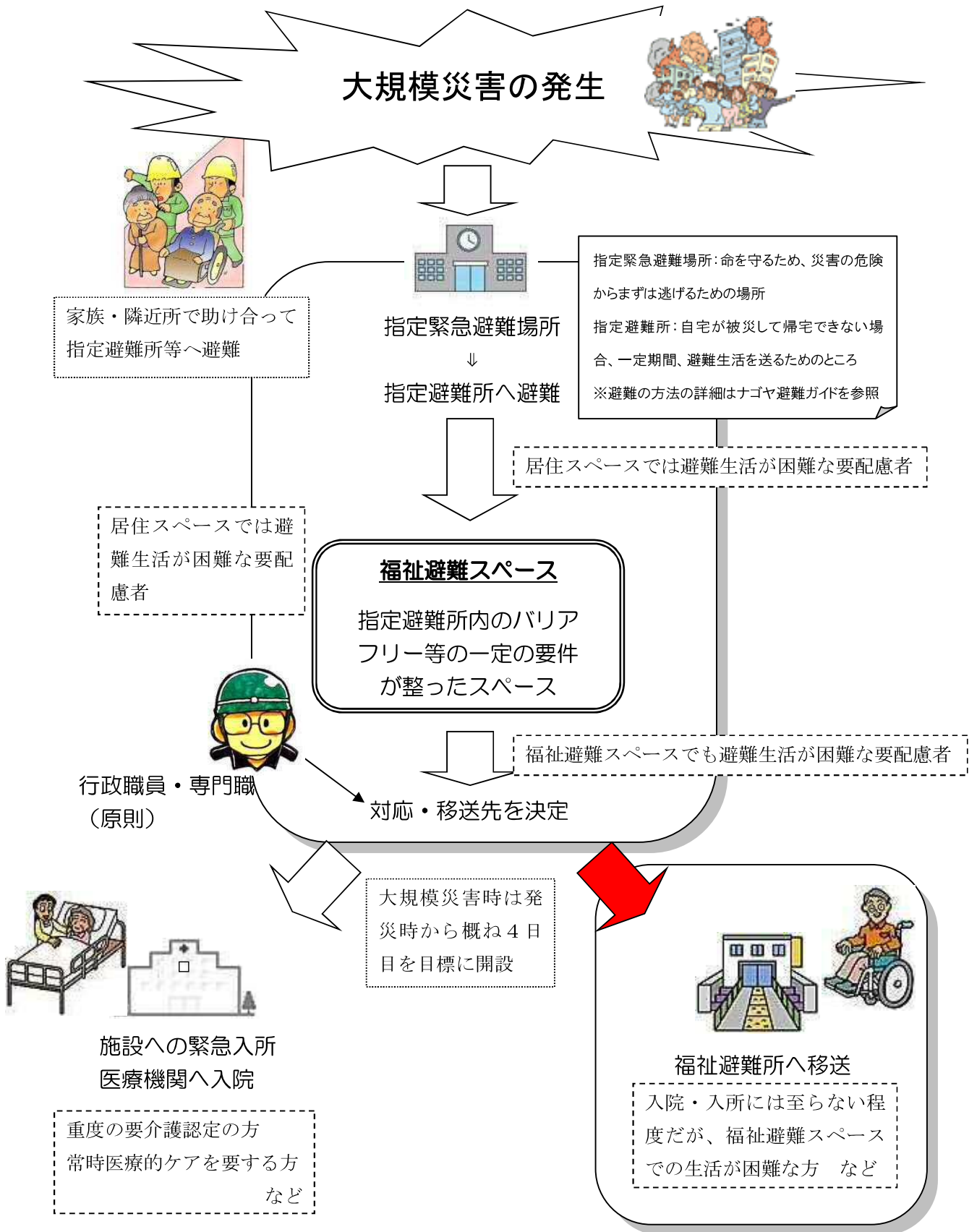
車いす利用者や一人での移動が困難な方など、小・中学校では段差があってトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということを想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護をお願いするものではありません。

福祉避難所の事業内容

- ① **福祉避難所の設置、維持及び管理【夜間の宿直を含め1人以上の配置】**
〔以下は個々の事業所の状況に応じて事前に取り決めます〕
- ② 被災した要配慮者の福祉避難所への移送（可能な範囲で）
- ③ 被災した要配慮者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整（要配慮者を概ね10人受け入れ、相談員を1人配置した場合に限る）
- ④ 食事の提供や生活必需品の支給

災害救助法が適用され、法による救助とみなされるものにかかる費用については、全額を市が負担します。

要配慮者の避難支援のイメージ



なごや人権施策基本方針

（概要版）

～人間性豊かなまち名古屋の実現を目指して～

（令和2年3月策定）

名古屋市 スポーツ市民局 人権施策推進室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-2583 FAX 052-972-6453

E-mail : a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

人権とは、一人ひとりの市民が個人としての生存と自由を確保し、幸福な社会生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利です。

一人ひとりの市民が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現していくためには、人権が調和的に行使され、市民相互の間でともに尊重されること、すなわち「人権の共存」が達成されることが重要です。

「なごや人権施策基本方針」は、まちづくりの基本理念として「人間性の尊重」を掲げる名古屋市基本構想(昭和52年策定)のもと策定された市総合計画を人権の視点から補完するものであり、市政運営の基本理念である「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に向けて人権施策を総合的・計画的に推進していくための指針として策定されたものです。

(令和2年3月策定)

1 基本理念

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざします。

2 基本的な視点

1 一人ひとりが大切にされるまちづくり

一人ひとりの人権が尊重され互いに人間としての尊厳を認めあい、すべての人が大切にされるまちづくりを推進します。

2 多様性を尊重し支えあうまちづくり

誰もが、お互いの生き方や価値観の違いを認めあい、多様性を尊重し支えあうまちづくりを推進します。

3 市民の参画と協働によるまちづくり

一人ひとりの市民の主体的な参画と協働により、人権尊重のまちづくりを推進します。

3 市の基本姿勢

1 一人ひとりの人を大切にする施策の推進

人権尊重の理念を柱にすえた行政運営につとめ、一人ひとりの人を大切にするという視点から施策を推進します。職員は、常に人権を尊重し、公共の福祉の担い手として、公正な判断と誠実な職務遂行につとめます。

2 市民が主体となる施策の推進

市民一人ひとりが人権について日常生活の中で主体的に考え、学び、行動することを尊重し、あらゆる場における自主的な市民活動や社会参加を支援します。

3 総合的な施策の推進

人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野にまたがった人権課題に対しても施策の効果的な連携をはかるなど、市政全般にわたって、人権という視点から施策を総合的に推進します。

4 推進体制と進行管理

- 「名古屋市人権施策推進会議」を設置し、人権尊重を基本とした行政運営を行うため、各局区室が緊密な連携をはかりながら、人権施策の総合的・計画的な推進に取り組みます。
- 「人権施策担当課長連絡会議」を設置し、各分野の課題解決や関係施策・事業に関する連絡調整や情報交換を行うとともに、国、愛知県、人権擁護委員会を中心に関係機関との緊密な連携・協力をはかります。
- 分野ごとの個別計画との連携をはかりながら、総合的・計画的に推進します。また、施策内容については、別途実施計画を策定し、取り組み状況を把握するとともに、外部有識者の意見を踏まえ人権の視点から評価を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。

5 共通施策

1 人権に関する教育・啓発

～あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進～

市民一人ひとりが、自らの問題として人権尊重についての理解を深め、主体的に考えて行動するためには、人権教育・人権啓発を積極的に推進することが重要です。

また、人権尊重意識が広くいきわたった地域社会づくりをすすめるため、市民の自主的・主体的な取り組みへの支援と連携をはかっていくことが必要です。

主な施策

- ・人権教育の推進
- ・人権啓発の推進

2 人権に関する研修

～人権尊重の理念がより実践されるために～

本市職員においては、人権に関する高い見識と人権を尊重し擁護する姿勢が求められており、多様な研修機会を継続的に確保することが必要です。

また、企業の社会的責任として、人権に配慮した企業活動が求められており、企業における人権尊重の取り組みの支援が必要です。

主な施策

- ・職員研修等の推進
- ・公正な採用選考
- ・企業研修の支援等

3 人権尊重のまちづくり

～誰もが安心して安全な生活を営めるまちをめざして～

多様化している市民のまちづくりに対するニーズへの的確な対応が求められており、ハード面の整備だけではなく、人と人とのふれあいや心の豊かさへの配慮など、ソフト面からの取り組みもすすめていく必要があります。

主な施策

- ・都市施設整備におけるバリアフリー化の推進
- ・意識のバリアフリーの推進
- ・情報のバリアフリーの推進
- ・地域で支えあうパートナーシップの推進

4 人権に関する相談・支援

～早期解決のための相談・支援を充実～

人権問題の複雑化・多様化により、人権侵害に関する相談内容もさまざまなことから、あらゆる人権相談に対して、迅速で適切な対応ができる機能の充実が必要となっています。

主な施策

- ・相談・支援

6 分野別施策

1 女性

～男女共同参画社会の実現に向けて～

依然として性差による不利益を取り扱いが、職場・地域・家庭などで発生しているほか、配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害が増加しています。

また、貧困・ひとり親・障害・同和問題（部落差別）、外国籍など様々な困難を抱える人は、性別ゆえの生きづらさとなり、より困難な状況に置かれています。女性も男性も互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において平等に参画できるように取り組む必要を一段増進する必要があります。

主な施策

- ・男女平等参画の総合的推進
- ・性別にかかわる人権侵害の解消
- ・男女平等参画推進のための意識改革
- ・方針決定過程への女性の参画
- ・雇用等における男女平等
- ・家庭・地域における男女の自立と平等参画

2 子ども

～子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて～

子どもの人権が尊重される社会の実現のためには、市民の一人ひとりが子どもの権利についての正しい理解を深め、子どもの権利を守る文化、社会をつくる必要があります。

いのちや体罰、薬物乱用、児童虐待、子どもたちに対する差別的・性的搾取などの問題に加え、インターネットの発展やスマートフォンの普及による新たな危険から子どもを守ることも必要となってきました。

特に増加してきているいじめや見守り条件に対しては、子どもの人権に関する重大問題としてとらえ、子どもと安全確保を最優先に、家庭や地域、学校などの関係機関が連携して早期発見、早期対応につとめるなど、子育てを社会全体で支援していくことが重要です。

主な施策

- ・安心して子どもを育てることができる環境づくり
- ・虐待やいじめの防止と子どもの権利保護
- ・子どもが健やかに育つ環境づくり
- ・人権教育・書かぬ人間性を育む教育の推進

3 高齢者

～高齢者が安心して暮らせる社会の実現に向けて～

高齢化が進み、ひとり暮らしや認知症などで支援が必要な高齢者も年々増加しています。こうした高齢者が孤立することなく、地域生活とのつながりの中で安心して暮らせるよう、地域における相談・支援助けの整備など、的確な対応が重要です。

また、認知症など介護を必要とする高齢者への身体的・心理的・経済的虐待といった、人間の尊厳に関わる問題が起きています。高齢者が社会の一員として生き生きと暮らして健康でいきいきと人生を送ることができるよう、その主体的な生き方が十分尊重される必要があります。

主な施策

- ・健やかでいきいきとした生活の実現
- ・地域で安心して暮らすための支援体制の充実
- ・自立して生活するには不安がある方への支援
- ・安心して暮らすことのできる生活の場の確保

4 障害者

～障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて～

障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みが必要です。

障害者による自己決定、自己選択を尊重し、住み慣れた地域において自立した生活や社会参加を進めるため、必要なサービスや社会資源の充実、福祉施設の整備など、総合的・体系的な施策の推進が重要です。

主な施策

- ・地域における自立した生活の支援
- ・重度障害者見守りへの支援
- ・障害者の就労の支援
- ・障害者の学習機会および特別支援教育の充実

5 同和問題(部落差別)

～同和問題(部落差別)の早期解決に向けて～

依然として残る結婚や就職などの場面における課題、不動産取引に係る土地調査や戸籍・住民票の不正取得による人権侵害のほか、近年の情報化の進展に伴って、インターネット上で部落差別を助長する書き込みがされるなど新たな問題も生じてきています。

同和問題(部落差別)の解決のためには、市民一人ひとりがさまざまな場や機会を通じて、正しい理解と認識を深めることが重要です。部落差別のない社会の実現に向けて、啓発、教育、相談体制の充実、関係機関・団体連携等と連携した取り組みなど、総合的視点に立った施策を推進していく必要があります。

主な施策

- ・文化センターの運営
- ・啓発の推進
- ・部落差別のない地域づくり
- ・えせ同和行為の排除
- ・相談体制の充実

6 外国人

～多文化共生都市の実現に向けて～

出入国管理及び難民認定法の改正により新たな在留資格が設けられるなど、わが国で暮らす外国人はさらに増加し、その国籍も多様化することが見込まれており、国籍を問わずとも暮らす多文化共生の地域づくりを一層推進し進める必要性が増しています。

日本人も外国人も必要ない情報やサービスを受けられることができ、安心して暮らせるまちづくりをすすめることにも、外国人等に対する差別や偏見をなくし、人権尊重についての理解を深める人権教育や、多文化共生の意識醸成を図る市民への啓発活動を進め、外国人市民を地域の一員として受け入れることのできる社会を形成していくことが重要です。

主な施策

- ・生活基礎づくり
- ・多様性を活かす社会づくり
- ・誰もが参画する地域づくり
- ・ヘイトスピーチの解消に向けた取り組み

7 さまざまな人権分野

～あらゆる差別や偏見の解消に向けて～

このほかにも、自殺者・自死遺族等、ホームレスの人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者等、性的少数者、刑を終えて出所した人等、アイヌの人々への差別や偏見の問題などがあり、正しい知識の普及と理解の促進を図るとともに、適切な支援を行うことが必要です。また、北朝鮮当局による拉致問題等についても関心と認識を深めていくことが必要です。

主な施策

- ・こころの健康づくりと自殺対策の推進
- ・ホームレス自立支援
- ・感染症に関する正しい知識の普及と理解の促進
- ・犯罪被害者等への支援
- ・性的少数者に対する理解の促進や相談等の支援
- ・さまざまな人権課題に対する理解の促進

8 人権を取り巻く課題

～社会情勢の変化に対応して～

インターネットでは、発信者が匿名で容易に情報発信できることから、電子掲示板やウェブサイトにのびのび中傷や差別を助長する表現、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示などの人権侵害が問題となつています。一人ひとりが個人情報的重要性と個人のプライバシーについての認識を深めるとともに、インターネットの適正な利用を心がけ、高度情報化社会に対応した人権への理解を深めることが重要です。

また、災害発生時には、適切な避難行動を促すための情報伝達が必要であるとともに、要配慮者への支援や、人権に配慮した避難所運営など、災害時に顕在化しやすい人権問題への対応が必要となつていきます。

主な施策

- ・インターネットの適正な利用とプライバシーの保護
- ・避難対策・避難生活支援の推進
- ・地域防災力の向上

公 告

「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして」を次のように宣言する。

平成10年5月1日

名古屋市長

「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして

～世界人権宣言採択50周年にのぞみ～

基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念であり、名古屋市においても、まちづくりの基本理念に人間性の尊重を掲げ、これまでも様々な施策を行ってきました。しかしながら、人権については未だ多くの議論がなされ、時代とともに新たな課題も生じています。

本年は、国連総会で世界人権宣言が採択されて50周年の節目にあたります。人権の世紀とも言うべき21世紀を間近にひかえ、一人ひとりの人権に対する意識をより一層高めることが求められています。

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたっています。このことを改めて確認し、名古屋市基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」をめざして、市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆみことなく努力をつづけていくことをここに宣言します。



開館時間

午前9時～午後5時

(研修室は午前9時～午後8時)

休館日

毎週月曜日 (休日の場合はその直後の平日)

年末年始 (12月29日～1月3日)

所在地

〒460-0008

名古屋市中区栄一丁目23-13 伏見ライフプラザ12階

お問合せ

TEL : 052-684-7017

FAX : 052-684-7018



E-mail : a6847017@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

U R L : <http://www.jinken.city.nagoya.jp/>

地下鉄 伏見駅 6番出口より 南へ徒歩7分



伏見ライフプラザ12階

古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

高齢者いきいき相談室Q&A

Q 高齢者いきいき相談室とはどんなところですか？

A 相談室は、身近な場所で市内にお住いの高齢者の生活の中での困りごとに関する相談を受け付け、いきいき支援センターへつなぐための窓口として市内約280か所名古屋市が設置しています。また、相談内容に応じていきいき支援センターと連携して支援を行います。

Q 相談は電話でもできますか？

A 来所での相談の他、電話でも相談をお受けします。また、必要に応じて訪問による相談にも対応しています。なお、相談費用(訪問を含む)は無料です。

Q だれでも相談できますか？

A どなたでもご相談いただけます。相談においては、お一人おひとりの生活状況等をふまえて適切に相談支援・助言を行うために、必要に応じて対象となる方のお名前や相談いただいた方とご関係等をお聞きする場合がありますが、匿名での相談も可能です。

Q 高齢者いきいき相談室にはどのような専門職がいますか？

A 高齢者いきいき相談室には、介護支援専門員の業務に関して十分な経験があり、介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する知識などを有している主任介護支援専門員がいます。また、高齢者いきいき相談室は名古屋市が実施する研修を受講し、資質向上に努めています。

軽気な高齢者の相談室

高齢者

いきいき



健康・福祉・
介護など、
生活の中で
お困りごと
ありませんか？

ご相談ください！

相談無料

**認知症
どうすれば
いい？**

**介護予防
興味あるけど…**

**もしかして
消費者被害？
高齢者虐待？**

**介護保険
どう申請するの？**



地域包括 いきいき相談室一覧

検索

名古屋市では、高齢者のみなさまの身近な相談窓口である「地域包括支援センター」を、「いきいき支援センター」という名称にて運営しています。

いきいき支援センターをご活用ください

「いきいき支援センター」は、高齢者のみなさまがいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって、健康・福祉・介護などさまざまな面から高齢者のみなさまを支える機関です。

いつまでも元気に！ 介護予防をすすめます

- 要支援・要介護状態になるおそれのある人への支援
- 要支援1・2と認定された人への支援



保健師等

高齢者のみなさまの 権利を守ります

- 高齢者虐待・権利擁護
消費者被害の相談



主任介護支援専門員

いきいき支援センターって どんなところ？



社会福祉士

さまざまな問題について 相談に応じます

- 健康・福祉・介護などの総合的な相談
- 認知症に関する相談

「認知症の人を介護する ご家族」を支援します

- 家族教室・家族サロン
- 医師（もの忘れ相談医）の専門相談
- 認知症サポーター養成講座の開催

孤立しがちな人への見守り支援を行います

- 孤立しがちな人への個別支援
- 見守り電話

認知症の早期発見・早期対応へ向けた支援を行います

医療・介護の専門職と専門医とで構成された「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われる人、認知症の人とそのご家族への訪問等による支援を通じ、自立生活のサポートをします。

認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを進めます

認知症地域支援推進員を中心として、地域資源の把握や「なごや認知症カフェ」の運営支援などを行い、認知症の人やそのご家族が暮らしやすい地域づくりを進めます。

■ 開設時間：月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時 ■ 相談費用：無料

■ 設置場所はNAGOYAかいごネットをご参照ください。
（QRコードからアクセスできます。）



さまざまな問題について相談に応じます

健康・福祉・介護など、生活のなかでお困りのことやご心配なことがありましたら、担当のいきいき支援センターへご相談ください。

また、高齢者が、身近な場所で相談できるよう、委託を受けた居宅介護支援事業所が「高齢者いきいき相談室」を開設しています。いきいき支援センターと連携し、健康・福祉・介護等の相談に応じます。



いつまでも元気に！ 介護予防をすすめます

● 要支援・要介護状態になるおそれのある人には

「基本チェックリスト」により事業の対象者と判定された人は、介護予防・生活支援サービス事業の利用を通じて、介護予防と自立に向けた支援を行います。

● 要支援1・2と認定された人には

いきいき支援センター（または、いきいき支援センターから委託された居宅介護支援事業所）が、介護保険サービス等の利用についてご相談に応じます。

高齢者のみなさまの権利を守ります

● 高齢者虐待について

高齢者への虐待の防止や早期対応を図るため、「高齢者虐待相談センター（電話052-856-9001）」や区役所などの関係機関と連携し、ご相談に応じます。

● 権利擁護について

お金の管理や契約などに不安がある高齢者で、身近にご家族がいない場合など、「名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター（※）」や「成年後見あんしんセンター（電話052-856-3939）」と連携し、金銭管理・財産保全や成年後見制度の利用など、権利擁護についてのご相談に応じます。

※名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター

センター	電話番号	担当地域
北部	052-919-7584	東区、北区、西区、守山区
南部	052-678-3030	中村区、中区、熱田区、中川区、港区、
東部	052-803-6100	千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区、天白区

● 消費者被害について

高齢者を対象にした悪質な訪問販売や住宅リフォームなどの被害が増加しています。契約の際にご心配がある場合や被害の恐れがある場合は、消費生活センター（電話052-222-9671）と連携し、ご相談に応じます。

「認知症の人を介護するご家族」を支援します

「認知症の人を介護するご家族」を支援するとともに、認知症の人やご家族が安心して暮らせるよう、地域住民が認知症を正しく理解し、見守りや声かけ、手助けができる地域を目指します。

● 家族教室、家族サロン(憩いの場)、医師(もの忘れ相談医)の専門相談、認知症サポーター養成講座

なごや認知症



～開設助成事業のごあんない～

認知症カフェとは？



認知症のご本人やご家族、地域住民、専門職等、地域の誰もが気軽に集い、楽しく過ごしながら仲間づくりや情報交換をする活動拠点のことです。

名古屋市では、カフェの開設にあたって必要な物品購入費を助成することで、より多くの地域に、認知症のご本人やご家族が不安なく気楽に集える場所を増やすお手伝いをさせていただきます。ぜひ、ご活用ください！

開設助成事業の概要

助成内容	新たに認知症カフェを開設する(※)にあたって必要な物品購入経費。 <u>1か所につき 50,000円以内</u> ※申請日より6か月前までに開設したカフェ、または決定通知日より3か月以内に開設可能なカフェ	
要件	活動内容	認知症の方が、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、本人同士の仲間づくりや生きがい支援、介護する家族の負担軽減、認知症状の悪化予防、地域住民への啓発等を目的とし、誰もが自由に集まり、楽しく過ごす内容であること。
	実施主体	地域住民団体やボランティア団体、NPO法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等、認知症カフェの活動に理解と熱意のある団体。
	対象者	名古屋市在住の認知症の方やそのご家族を中心に、地域住民や専門職など誰もが参加できるもの。
	実施回数 実施期間	月1回以上、名古屋市内の一定の場所で定期的に開催するもの。 3年間は継続実施が見込まれること。 ※1回あたりの開設時間は2時間以上
	人員配置	医師・看護師等の医療関係者もしくは社会福祉士等の福祉関係者であり、認知症の相談業務に従事した経験のある者を1名配置すること。
その他	助成の件数には限りがあります。審査の結果、要件にそぐわない場合は、助成対象としない場合もございますのでご了承ください。	

申し込み窓口

なごや認知症カフェを開設しようとする住所地を担当するいきいき支援センター（裏面参照）の窓口申請書等、必要書類を提出してください。

実施要領・申請書等は、各いきいき支援センター、名古屋市認知症相談支援センターの窓口配架するほか、「NAGOYA かいごネット」でダウンロードできます。



○お問い合わせ○

名古屋市認知症相談支援センター（担当:杉本）

所在地：昭和区阿由知通3-19 昭和区役所6階

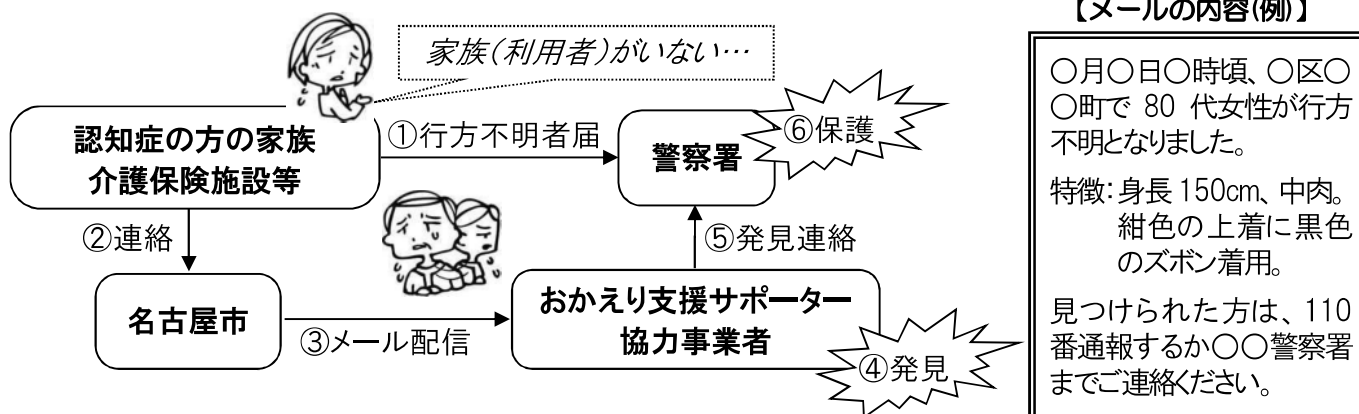
電話：734-7079 FAX：734-7199

「はいかい高齢者おかえり支援事業」ってなに？

はいかい高齢者おかえり支援事業は、認知症の方の徘徊による事故を防止するため、地域の皆さんの協力を得て、徘徊されている方を早期に発見する取り組みです。

徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報をおかえり支援サポーターや協力事業者に対してメールで配信し、情報提供をお願いするものです。

※「おかえり支援サポーター」とは、この事業に協力いただく方々のことです。(市内にお住まいの方に限らず、市外にお住まいの方も「おかえり支援サポーター」になることができます。)



☆事業を利用するためには事前に登録が必要です☆

だれでも登録することができるの？

登録することができるのは、名古屋市内に在住し、徘徊のおそれがある認知症の方(若年性認知症の方を含む。)です。なお、市内の介護保険施設や認知症高齢者グループホーム等を利用されている方も登録することができますが、親族や成年後見人等の同意が必要となります。

登録するにはどうしたらいいの？

- ◆受付窓口◆登録希望者の居住地を担当する「いきいき支援センター」
※いきいき支援センターの所在地等の情報は裏面をご参照ください。
- ◆受付時間◆月～金曜日(祝休日・年末年始を除く。) 午前9時～午後5時
- ◆登録費用◆無料
- ◆登録方法◆登録希望者の親族・成年後見人等、または利用している施設の職員の方に、登録届を受付窓口までご持参いただきます。
※登録届は、いきいき支援センターで配布しているほか、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることもできます。
【名古屋市公式ウェブサイト <http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000038313.html>】

問合せ先:名古屋市健康福祉局高齢福祉部 地域ケア推進課

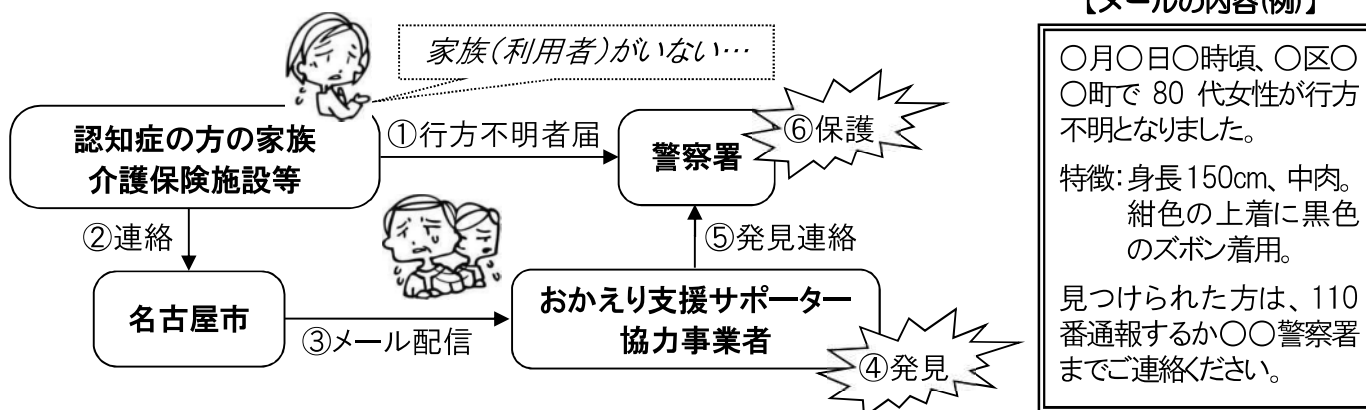
TEL:972-2549 FAX:955-3367 E-mail:a2280@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp



はいかい高齢者おかえり支援事業 おかえり支援サポーター・協力事業者募集

はいかい高齢者おかえり支援事業は、認知症の方の徘徊による事故を防止するため、地域の皆さんの協力を得て、徘徊されている方を早期に発見する取り組みです。

徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報をおかえり支援サポーターや協力事業者に対してメールで配信し、情報提供をお願いするものです。



おかえり支援サポーターとは…

おかえり支援サポーターとは、この事業に協力いただく方々のことです。(市内にお住まいの方に限らず、市外にお住まいの方も「おかえり支援サポーター」になることができます。)

携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録いただき、検索協力依頼のメールを受けとった場合に、可能な範囲で検索のための情報提供にご協力いただきます。

- ◆登録費用◆無料(ただし、メール送受信や登録用ホームページへのアクセスに要する通信費等は登録者負担)
- ◆登録方法◆下記のコードを読み取り、アクセスしたページから空メールを送信するか、下記のメールアドレスに空メールを送信してください。(詳しい登録方法は、裏面をご覧ください。)

【コード】



【メールアドレス】 okaeri@sg-m.jp

※登録時に情報をほしい地域(区)を選択することができます。

※夜間のメール配信の希望を選択することができます。

※検索協力依頼以外にも、定期的に認知症に関するイベント等の情報をメールで配信します(配信の希望を選択できます)。

協力事業者も募集しています！

事業者(団体)としてこの事業に協力いただく協力事業者も募集しています。協力事業者と認定された場合には、市から認定証を交付します。登録を希望される場合には下記問合先にメールにてご連絡ください。(メールの件名は「協力事業者登録」とし、本文に①団体名、②担当者名、③連絡先を必ずご記入ください。)

問合先:名古屋市健康福祉局高齢福祉部 地域ケア推進課

TEL:972-2549

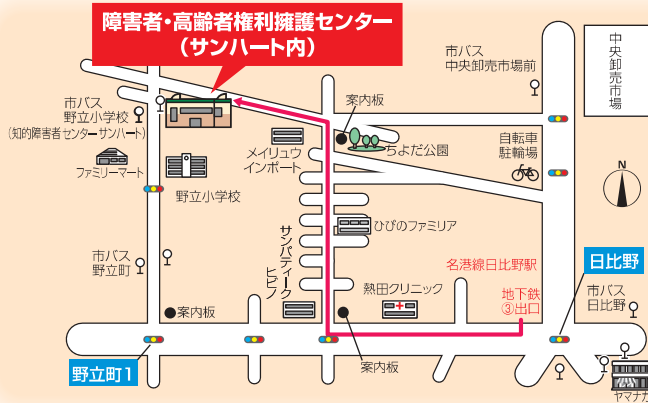
FAX:955-3367

E-mail:a2280@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp



中村区、中区、熱田区、中川区、港区にお住まいの方は

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター南部事務所



〒456-0073

名古屋市熱田区千代田町20-26

(知的障害者センターサンハート内)

電話 052-678-3030

FAX 052-678-3051

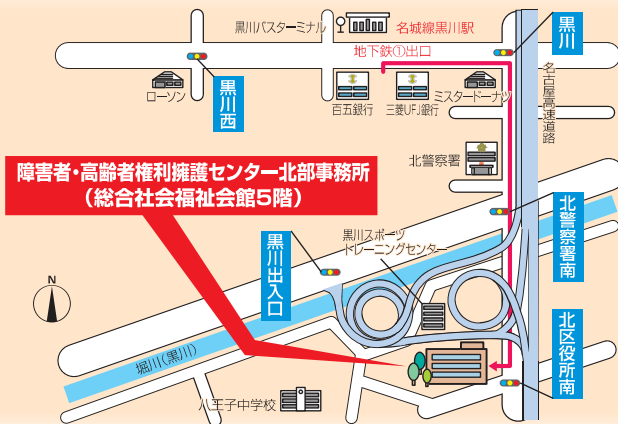
交通案内

地下鉄名港線「日比野」駅下車

③番出口より徒歩10分。

東区、北区、西区、守山区にお住まいの方は

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター北部事務所



〒462-8558

名古屋市北区清水四丁目17-1

(総合社会福祉会館5階)

電話 052-919-7584

FAX 052-919-7585

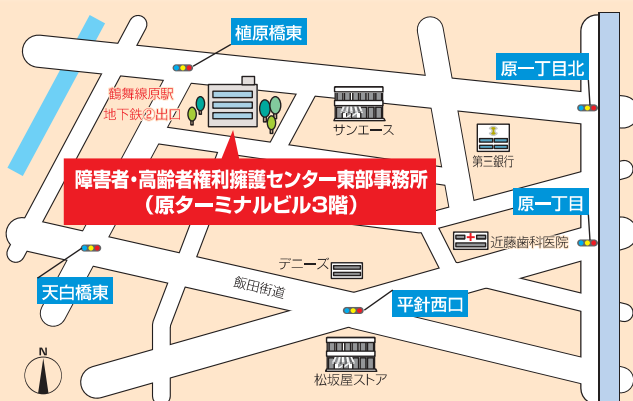
交通案内

地下鉄名城線「黒川」駅下車

①番出口より徒歩5分。

千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区、天白区にお住まいの方は

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター東部事務所



〒468-0015

名古屋市天白区原一丁目301

(原ターミナルビル3階)

電話 052-803-6100

FAX 052-803-6600

交通案内

地下鉄鶴舞線「原」駅下車

②番出口すぐ。

このパンフレットは古紙パルプ再生紙を使用しています。
2018.2.5500

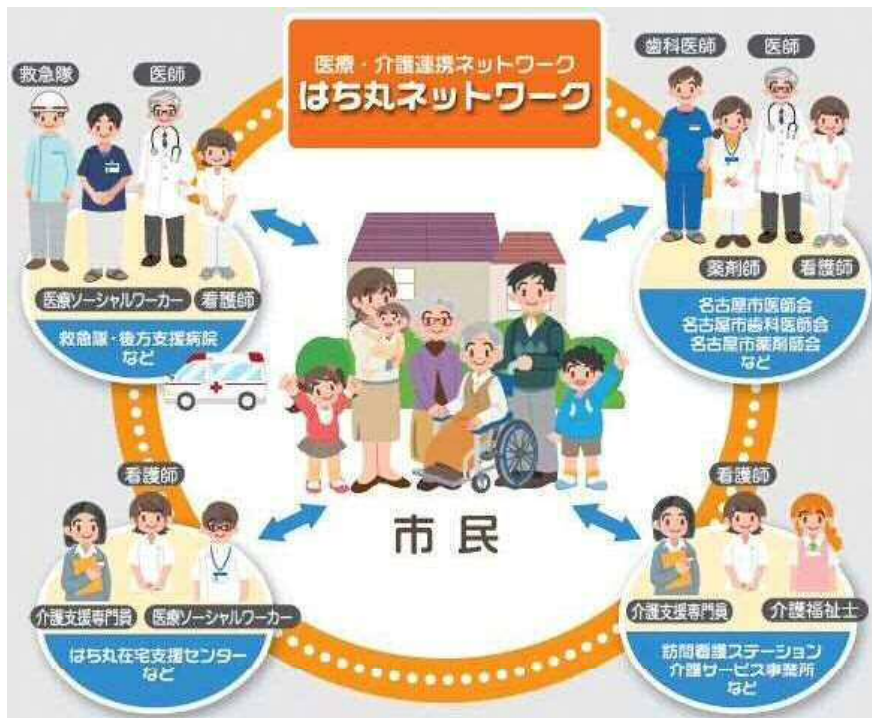
市内介護サービス事業所の皆様

在宅医療・介護連携のための情報共有ツール 「はち丸ネットワーク」をご利用ください

高齢者が在宅で療養生活を送るためには、複数の提供主体による医療・介護サービスが必要であり、職種間の情報共有が重要となります。

名古屋市では、名古屋市医師会への委託により、ICT（情報通信技術）を活用してウェブ上で情報共有ができるシステム「はち丸ネットワーク」を構築しております。

お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレットを使って、日々の記録や連絡事項などを安全かつ効率的に共有することができ、一部レセプト請求ソフトとは連動が実現しております。是非ご利用ください。



お問い合わせ先

各区はち丸支援センター

受付：月～金曜（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

- | | | |
|---|---|---|
| ○千種区(富山ビル2階)
千種区内山1-18-13
電話 732-0874 FAX 732-0875 | ○東区(名古屋市医師会館1階)
東区葵1-4-38
電話 933-0874 FAX 937-8741 | ○北区(ポルト大曽根1階)
北区大曽根3-4-14
電話 982-0874 FAX 982-0875 |
| ○西区(名鉄病院1号館4階)
西区栄生2-26-11
電話 561-0874 FAX 561-0875 | ○中村区(鵜飼リハビリテーション病院1階)
中村区太閤通4-1
電話 481-0874 FAX 481-0876 | ○中区(名城病院1階)
中区三の丸1-3-1
電話 201-0874 FAX 201-0877 |
| ○昭和区(オフィスはなみずき1階)
昭和区山花町62-1
電話 763-0874 FAX 763-0875 | ○瑞穂区(名古屋市立大学病院地下1階)
瑞穂区瑞穂町字川澄1
電話 852-0874 FAX 852-0875 | ○熱田区(デイサービスセンターろくばん3階)
熱田区六番1-2-15
電話 683-0874 FAX 683-0881 |
| ○中川区(休日急病診療所2階)
中川区高畑1-222
電話 354-0874 FAX 354-0875 | ○港区(名古屋市医師会看護専門学校1階)
港区千鳥1-13-22
電話 652-0874 FAX 652-0878 | ○南区(笠寺病院1階)
南区松池町3-19
電話 823-0874 FAX 823-0876 |
| ○守山区(休日急病診療所1階)
守山区小幡1-3-2
電話 795-0874 FAX 795-0881 | ○緑区(名古屋市立緑市民病院3階)
緑区潮見が丘1-77
電話 896-0874 FAX 896-0876 | ○名東区(サンライズⅡ1階)
名東区本郷2-14
電話 760-0874 FAX 760-0875 |
| ○天白区(並木病院1階)
天白区荒池2-1101
電話 800-0874 FAX 800-0875 | ◎一般社団法人名古屋市医師会 地域包括ケア推進課
東区葵1-4-38 電話 937-7801(代表) | |

ポータルサイト：<https://ehr.hachimaru-net.nagoya/>

健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課 担当：地域支援係 電話：052-972-2549

～あなたもまちもいきいき！～

ふれあいいきいきサロン 整備助成金



「ふれあい・いきいきサロン」とは？

- ① 地域住民のみなさまが（高齢者や障がい者、子育て中の親子、地域住民どなたでも）
- ② 身近な場所に集まって（コミュニティセンター、集会所、福祉施設、空き家や空き店舗、公園などの集いの場）
- ③ 気軽に楽しくふれあいを深め交流する活動です。（みんなで内容を決めて運営していく）

地域の「お茶の間」「たまり場」とも言われています。



名古屋市・区社会福祉協議会では、高齢者や障がい者、子育て中の親子、地域住民どなたでも集まることができるサロンの開設、運営費用の一部を助成する事業を実施しています。

	開設助成金	運営助成金※②、③については、高齢者のみ	
内容	サロン開設に際し、必要な物品購入経費に対する助成	サロン運営の実績に対する助成	
参加対象	名古屋市内在住の高齢者、障がい者、子育て中の親子等、地域住民の誰でも参加対象とすること		
実施場所	コミュニティセンター、集会所、社務所、福祉施設、空き家や空き店舗、公園など地域住民が集える身近な場所		
実施回数	月1回以上、定期的に	月2回以上、定期的に	月4回以上、定期的に
助成額	50,000円	① 月2,000円（小規模） ② 月6,000円（中規模） ③ 月10,000円（大規模）	① 月4,000円（小規模） ② 月12,000円（中規模） ③ 月20,000円（大規模）
参加人数	5人以上	① 5人以上（小規模） ② 15人以上（中規模） ③ 25人以上（大規模）	
申請の条件	地域団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉施設、企業等、多様な活動主体が営利を目的とせずに実施する場合		
申請時期	随時受付（区社協）	半期ごとに受付（区社協）	
その他	助成の件数には限りがあります。なお、領収書（開設費用申請時）、参加者名簿（運営費用申請時）等、添付書類が必要になります。		

※ 詳しい申請方法・助成内容については、必ず各区の社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。



社会福祉協議会一覧

区社協名	住 所	電話番号 (FAX 番号)
名古屋市社会福祉協議会	〒462-8558 北区清水4-17-1 総合社会福祉会館5階	911-3193 (913-8553)
千種区社会福祉協議会	〒464-0825 千種区西崎町2-4-1	763-1531 (763-1547)
東区社会福祉協議会	〒461-0001 東区泉2-28-5	932-8204 (932-9311)
北区社会福祉協議会	〒462-0844 北区清水4-17-1 区総合庁舎1階	915-7435 (915-2640)
西区社会福祉協議会	〒451-8508 西区花の木2-18-1 区役所等複合施設5階	532-9076 (532-9082)
中村区社会福祉協議会	〒453-0024 中村区名楽町4-7-18 複合施設1階	486-2131 (483-3410)
中区社会福祉協議会	〒460-0013 中区上前津2-12-23	331-9951 (331-9953)
昭和区社会福祉協議会	〒466-0051 昭和区御器所3-18-1	884-5511 (883-2231)
瑞穂区社会福祉協議会	〒467-0016 瑞穂区佐渡町3-18	841-4063 (841-4080)
熱田区社会福祉協議会	〒456-0031 熱田区神宮3-1-15 区役所等複合施設6階	671-2875 (671-4019)
中川区社会福祉協議会	〒454-0875 中川区小城町1-1-20	352-8257 (352-3825)
港区社会福祉協議会	〒455-0014 港区港楽2-6-32	651-0305 (661-2940)
南区社会福祉協議会	〒457-0058 南区前浜通3-10 区役所庁舎4階	823-2035 (823-2688)
守山区社会福祉協議会	〒463-0048 守山区小幡南1-24-10 アクロス小幡2・3階	758-2011 (758-2015)
緑区社会福祉協議会	〒458-0041 緑区鳴子町1-7-1	891-7638 (891-7640)
名東区社会福祉協議会	〒465-0025 名東区上社1-802 上社ターミナルビル2階	726-8664 (726-8776)
天白区社会福祉協議会	〒468-0015 天白区原1-301 原ターミナルビル3階	809-5550 (809-5551)

サロンに関することで分からないこと、お困りのことがありましたら
是非、お近くの社会福祉協議会（社協）へご相談ください。



この助成事業は、「名古屋市高齢者サロンの整備等生活支援推進事業」及び「名古屋市社会福祉協議会ふれあいいいきサロン推進事業（名古屋市福祉基金）」に基づき実施しています。

問題をひとりで抱え込まないで

名古屋市高齢者 排せつケアコールセンター

☎ 052-364-8172

開設時間 月～金 10:00～16:00 ※年末年始・祝休日除く

排尿・排便 のことで
お困りごとはありませんか？

気軽にご相談
ください。



**看護師等の専門職が
電話で相談に応じます**

・開設時間 月～金 10:00～16:00 (年末年始・祝休日除く)

相談は無料です

・通話料がかかります

匿名で相談ができます

・ご相談いただいた内容についてはプライバシーを守ります

名古屋市健康福祉局

※本事業は一般財団法人名古屋市療養サービス事業団が委託を受けて実施しています

H31.1

排尿・排便 のことでお困りごとはありませんか？

排尿に関わること

重い物を持つと
尿が漏れる

尿に勢いが
なくなった。
最後まで
すっきり出ない



排便に関わること

便が固くて
何日もでない

便が緩い時、
よい対処方法が
知りたい



介護方法に関わること

楽に介護するのに
どんなオムツを
選ぶといい？



排せつの世話が
大変…
工夫できることは？

排せつに
関する事の相談は
なんだか
恥ずかしい…



どうしようも
ない



排せつトラブルの要因を
正しく知ることや少し工夫
することで改善や解決に
つなげていくことができる
かもしれません。



あきらめたり我慢したりせず
「名古屋市高齢者排せつ
ケアコールセンター」にご
相談ください。



名古屋市高齢者
排せつケアコールセンター

☎ 052-364-8172

開設時間 月～金 10:00～16:00 ※年末年始・祝休日除く

介護保険事業所に対する指定指導事務の委託について

名古屋市は、介護保険サービス事業所による指定申請・指定更新申請及び変更届受付等事務並びに指導事務の一部を、平成29年度から下記へ業務委託しています。

【委託先】

- ・名古屋市介護事業者指定指導センター（一般社団法人 福祉評価推進事業団）
- ・住所：名古屋丸の内ビル7階（名古屋市中区丸の内3-5-10）
- ・TEL：052-950-2233（代表番号兼実地指導グループ）
052-950-2232（指定グループ）
- ・FAX：052-971-0577（指定グループ・実地指導グループ共通）



※市営地下鉄名城線
市役所駅3番出口より徒歩5分

※市営地下鉄名城線/桜通線
久屋大通駅2A出口より徒歩5分

※駐車場の用意はございません。
近くのコインパーキングに駐車いただくか、公共交通機関での来訪をお願いします。
指定指導センター来訪のために市役所の駐車場の利用はできません。

【委託内容】

1 指導事務

平成29年8月から、訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所に対する実地指導の一部を委託しています（予防専門型、生活支援型、ミニデイ型、運動型も含む）。

また、併せて、上記サービスを運営する事業所からの、上記サービスに係る指定基準や報酬算定に係る質問等の対応を委託しています。

＜上記サービスを運営する事業所からの質問等対応窓口＞

名古屋市介護事業者指定指導センター

TEL：052-950-2232 FAX：052-971-0577

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-5-10 名古屋丸の内ビル7階

月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時30分まで

（祝休日、12月29日から翌年1月3日までは除く）

2 指定申請等受付事務

平成 29 年 9 月から次のとおり指定申請等の相談・受付窓口を変更しています。

(1) 指定内容の**変更及び加算届**にかかる相談・受付窓口

すべてのサービスについて、次の部署で相談・受付を行います。

名古屋市介護事業者指定指導センター

TEL : 052-950-2232 FAX : 052-971-0577

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-5-10 名古屋丸の内ビル 7 階

月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

(祝休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは除く)

(2) 指定申請、指定更新申請及び廃止・休止・再開の届出にかかる相談・受付窓口

訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、 通所介護、地域密着型通所介護、 (介護予防)訪問看護、 (介護予防)訪問リハビリテーション、 (介護予防)通所リハビリテーション(みなし指定)、 (介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、 (介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、 (介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、 予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス、 予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス、 運動型通所サービス	名古屋市介護事業者指定指導センター TEL:052-950-2232 FAX:052-971-0577 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-5-10 名古屋丸の内ビル 7 階 月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで(祝休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは除く)
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護療養型医療施設、介護医療院、 (介護予防)特定施設入居者生活介護、 (介護予防)認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	名古屋市役所介護保険課施設指定係 (本庁舎 2 階) TEL:052-972-2539 FAX:052-972-4147 <従前とおり>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、 (介護予防)認知症対応型通所介護、 (介護予防)小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護	名古屋市役所介護保険課居宅指定係 (本庁舎 2 階) TEL:052-972-3487 FAX:052-972-4147 <従前とおり>

※介護保険事業以外の事業等と併設の場合のご相談は、名古屋市職員も同席することがございます。

電話・資料送付のお間違えが多発しています。事業者の皆様にはお手数をおかけして申

し訳ありませんが、問い合わせ窓口をご確認いただき、お間違えのないようお願いし

ます。市へ問い合わせが必要な内容については、次ページをご確認ください。

令和2年度 名古屋市役所介護保険課 連絡先一覧

施設指定係 ☎ 972-2539

- 次の介護サービスの事業者指定、更新等
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、
特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、
地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
短期入所生活介護、短期入所療養介護
- 高齢者福祉施設の認可
- サービス付き高齢者向け住宅の運営

居宅指定係 ☎ 972-3487

- 次の介護サービスの事業者指定、更新等
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 (※)
 - 名古屋市特別給付（生活援助型配食サービス）の事業者指定、変更等の手続き
- ※ ミニデイ、運動型のサービス内容等については、地域ケア推進課地域支援係 ☎972-2540

指導係 ☎ 972-2592（施設）、3087（居宅・有料）、2594（給付）

- 介護サービス事業者等の指導
- 有料老人ホームの届出受理・指導
- 事故報告書
- 介護保険の保険給付等（総合事業を含む）
- 特定福祉用具販売、住宅改修、名古屋市特別給付の事業者に対する検査、指導助言
- 介護サービス情報公表 ☎972-4628

認定係(名古屋市介護認定事務センター内) ☎750-7881

- 要介護・要支援認定

保険料係 ☎ 972-2595

- 介護保険の被保険者資格
- 介護保険料の賦課、収納

推進係 ☎ 972-2591

- 介護保険に係る予算決算、介護保険制度の普及
- 介護保険事業計画
- 名古屋市立老人ホーム

名古屋市役所 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

【所在地】〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 本庁舎2階

【FAX番号（各係共通）】972-4147

【申請・相談等の窓口受付時間】9:00～17:00（開庁時間 8:45～17:30）

※申請・相談等で来庁される場合は、必ず事前連絡をお願いします。

指定指導事務の一部を名古屋市介護事業者指定指導センターに委託しています。詳細は前ページをご覧ください。